

銀行破綻と金融セーフティネットの役割

— 最後の貸し手と預金保険 —

Bank Failure and the Role of Financial Safety Nets — LLR and Deposit Insurance

春井久志
大塚茂晃

The purpose of this paper is to describe what a new safety-net framework should be under the deposit insurance system when banks become illiquid and/or insolvent. When the banks fail, not only the central bank but also the deposit insurance scheme must support the banks in order to avoid financial instability. On the other hand, the central bank and the deposit insurance have different objects and functions. We will suggest that the coordination of these two institutions is desirable: deposit insurance scheme guarantees the liquidity supports by the central bank as lender of last resort. Thus this coordination is expected to reduce moral hazard problems associated with both the financial safety-net functions.

Hisashi Harui
Shigeaki Ohtsuka

JEL : D18, E58, G21, G28

キーワード：最後の貸し手、預金保険、銀行破綻、金融のセーフティネット

Key words : Lender of Last Resort, Deposit Insurance, Bank Failure, Financial Instability, Safety Net

1. はじめに

2005年4月からのペイオフ（預金などの払戻保証額を元本1000万円とその利息までとする措置）の「全面解禁」¹⁾が迫り、預金者の銀行選別が進んでい

1) 利息のつかない普通預金である決済用預金の導入により、実質的には全面解禁とは言えないであ

る。また、銀行は金融庁の指導の効果もあり、不良債権処理をすすめ、バランスシートの健全化に務めている。例えば、都市銀行大手 7 グループの 2004 年 3 月末の不良債権残高は約 14 兆円と 1 年前と比べ 6 兆 8000 億円減少し、不良債権比率も 7.2% から 5.2% に低下した。大手銀行の不良債権比率の「半減目標」²⁾ の目安となる 4% 台の達成があと一步のところまではきた。一方で、不良債権処理に耐えられず、また預金の流出や資産劣化の影響を受け、破綻や救済合併される銀行が 1996 年以降、増えてきた。その経営不安の際、中央銀行が流動性の供給を行ったり、預金保険機構による合併のための資金援助等がなされてきた。例えば、1998 年の日本長期信用銀行の破綻処理の際には日銀から預金保険機構に対し、公定歩合の 0.5% の金利で最大 5 兆円の貸出しがなされた。また 1995 年の木津信用組合の際には約 9100 億円の「日銀特融」がなされた。この木津信用組合への日銀特融は、同組合が 1997 年 2 月 24 日に整理回収銀行に事業を譲渡し、解散した時点で、全額回収した。

しかし、これらの破綻銀行への対応が最良の方法であったのかどうかには疑問がある。例えば、日本長期信用銀行の破綻処理の際には、延べ約 8 兆円もの公的資金が導入された。この破綻処理においては預金保険機構が主な支援を行った。しかし、その後再上場を果たした新生銀行の株価が上昇し、資産回収がさらに進んだとしても、最終的にはそのうち約 5 兆円前後が国民負担となりそうである。³⁾ また、1997 年の山一証券の「自主廃業」の際に日銀が貸出した資金の一部は焦げ付き、1111 億円が日銀の損失となった。⁴⁾ この損失は、日銀の財務諸表を劣化させ、日本銀行の将来の金融政策のレピュテーションを傷つける可能性がある。さらに、これらの破綻処理によってモラルハザードが起きた可能性もある。

本稿の目的は、銀行が破綻した際に、中央銀行及び預金保険がいかなる支援を行い、またどのような枠組みをもって、銀行破綻処理にあたれば、システ

ろう。

- 2) 政府が 2002 年 10 月にまとめた金融再生プログラムに明記された目標であり、大口貸出先に対する資産査定厳格化や引当金上積みの強化を目指したものである。
- 3) 『日本経済新聞』 2004 年 1 月 17 日付。
- 4) 『日本経済新聞』 2005 年 1 月 26 日付。

ミックリスクを回避しつつ金融システムを安定的に運営することができ、その上でモラルハザードの発生を最小限に抑えることができるかについて、議論することである。また、それらを鑑み、中央銀行と預金保険の関係について新たな提案を行いたい。

2. 銀行破綻とは⁵⁾

2.1. 流動性不足と債務超過

銀行が経営難に陥る状態は一般に2つ考えられる。1つは、銀行の流動性不足 (illiquidity) によるものであり、他方は債務超過 (insolvency) に陥ったケースである。これらは同時に起こる場合もあれば、片方だけが起こるケースもあろう。

まず、銀行は2つの理由により、現金や準備預金などの流動的な資産を保有する必要がある。その1つは、預金者の預金の引き出しに応じるための資金である。Goodhart (1987) が述べているように、銀行は預金者からの預金引出し要求には必ず応じなければならず、そのために銀行は常に手許に現金を用意しておく必要がある。もし、それに応じるだけの十分な備えがなければ中央銀行の準備預金を取り崩し、現金に換える必要がある。そして、この預金の引き出し請求に即座に応じられない銀行は、流動性不足となる。

銀行が常に流動性を必要とするもう1つの理由は決済のための資金である。銀行は日々の業務において、決済の帳尻で過不足が生じた場合、他行に対する支払いを行わなければならないケースがある。この支払いは、通常、中央銀行に預けている準備預金(「日銀当座預金」)の振替で行われる。⁶⁾ また、それが不足する場合は手許の現金を中央銀行に持ち込むか、短期銀行間預金市場で借入れを行う必要がある。しかし、仮に準備預金が不足し、決済ができないケースがあると、それも流動性不足による債務不履行となる。つまり、その銀行が黒字であり、資産超過の状況にあっても、流動性不足による倒産がありうるのである。いわゆる黒字倒産である。このように、銀行にとって、流動性確保は

5) 春井・大塚(2003)参照。

6) 外為取引では、コルレス勘定による決済もあるであろう。

重要な問題である。

また、言うまでもないことであるが、銀行が債務超過に陥るケースにおいては、仮に短期的には流動性に問題が無かったとしても、経営難の状態に陥ることがある。このケースでは、銀行破綻処理が迫られる。

2. 2. 銀行破綻とは

2.1 で見たように、銀行の経営難には 3 つのタイプがある。すなわち、

- ①流動性不足であるが、債務超過ではない、
- ②流動性不足ではないが、債務超過である、
- ③流動性不足である上に、債務超過である、

の 3 つである。これらに共通して言えることは、破綻処理をすすめることも含め、銀行になんらかの支援が必要であるということである。したがって、銀行破綻を「銀行が流動性不足もしくは債務超過の状況にあり、銀行になんらかの流動性支援が必要な状態」と定義しよう。したがって、流動性不足であっても、債務超過であっても、銀行自身で解決できるケースは、銀行破綻にあたらぬ。つまり、債務超過でありながら資金調達を銀行が独自で行うことができるケースや、流動性不足でも即座に銀行間預金市場（コール・手形市場）から借り入れることができるケースは、銀行破綻とはいえない。

ここで言う支援とは、①のケースでは流動性を銀行に供給することであり、②のケースでは銀行破綻処理に必要な支援を行うことを指す。例えば、預金保険によって守られている預金に対して保険金による預金の払戻し（ペイオフ）を行うことである。また、③のケースではこれらの双方の支援が必要であろう。

ただ、銀行に支援が必要な状況はこれら 3 つのケースには限定されない。つまり、銀行が流動性不足でもなく、かつ債務超過ではない状況であっても、銀行を支援することが考えられる。例えば、早期是正処置が発動され、それを履行するために預金保険が不良債権の切り離しのために資金援助を行うことがある。しかし、これも銀行への支援が必要な状況にあったと考えられるが、銀行が流動性不足や債務超過の状態にはないため、銀行破綻とは言えないであろう。したがって、本稿は、銀行破綻時の中央銀行と預金保険の役割を研究のテーマ

としているため、このようなケースは本稿ではとりあげない。

3. セーフティーネットの必要性とモラルハザード

3. 1. セーフティーネットの必要性

銀行業においてセーフティーネットが用意されている理由について、考えてみよう。

まず第1に、経済活動を円滑なものとするためには、金融システムの安定性が欠かせない。銀行は経済活動で生じた債権債務関係を解消するための決済サービスを提供している。この決済サービスは、現金取引を行わず、双方が銀行に預け入れた預金の振替えによって行われるものである。したがって、決済をするにあたり個々の企業・家計及び政府との間で現金を輸送するリスクを負い、かつそのコストをかけることなく、銀行においてその債権債務関係を解消することができる。これは、彼らが銀行の発行する預金証書を信用し、そこに記載された数字をいつでも銀行に行けば現金と交換してくれることに疑いの目を持っていないために成り立つものである。つまり、預金者が銀行を信用することが、この決済サービスを行う上で不可欠の要件である。

経済活動が活発化するにつれて、当然、決済額も大きくなり、また決済数も増加するであろう。例えば、現在、日本銀行における1日の資金決済額は平均70兆円であるといわれている。金融システムの安定性は、銀行が決済を行う上で欠かせない。そのため、仮に銀行間決済がなんらかの原因で円滑に行われない場合には、それを確実に履行することができるようにセーフティーネットが用意されている。もし、セーフティーネットがなければ、1つの銀行の破綻が、金融システム全体に不安を生じさるかもしれない。そして、預金の流出をともなつて、預金者の金融システム全体に対する信頼の欠如が、経済活動に大きな悪影響を与えることもありうる。

そのため、セーフティーネットを構築することにより、人々が中央銀行が発行する銀行券に対する信認を確保するとともに、民間金融機関が発行する預金に対する信認を得ることになる。これらの信認が現代の通貨制度および決済システムを支えているため、セーフティーネットが必要なのである。

銀行業にセーフティーネットが必要な第 2 の理由は、実物経済では連鎖倒産の危険性が少ないが銀行業にはあることによる。三木谷 (1997) が述べるように、連鎖倒産の波が減衰的であるならば、マクロ的な損失はさほど大きくない。これに対して、金融の領域では、ショックの伝染（ここでは破綻の連鎖の波及）が増幅的である場合が異例ではない。また、短期の負債として預金を受け入れ、その引出し請求はその中のごく少ない割合であるために、その引出しに応じられるだけの資金を残し、残りの預金の大半を貸付け等の長期運用に回している。このような一部準備銀行制度は、その形態のいかんを問わず、銀行取付けによる金融危機の発生の危険性が常に存在する。そのため、セーフティーネットの存在が、その伝染効果の発生の可能性を少なくし、銀行破綻が起こった際にその伝染効果を抑制する。つまり、万が一、個別の金融機関の経営に何らかの問題が発生した場合に、それが他の金融機関の経営を揺るがせ、金融システム全体が混乱に陥る事態を回避するための仕組みが必要となる。これがセーフティーネットの必要性なのである。

第 3 に、弱者保護としてのセーフティーネットの必要性があげられよう。銀行業においては預金者を銀行の経営破綻から保護するという社会的な目的を実現するために、セーフティーネットが用意されている。つまり、預金者を社会的弱者として保護するという側面を持っている。

最後に、セーフティーネットが、預金者に安心感を与えることにより銀行取付を予防し、銀行が破綻することによる損失を恐れる預金者が預金をしなくなるという非効率的な均衡を排除するという機能を持っている (Diamond and Dybvig [1983])。

これらの 4 つの理由によりセーフティーネットは銀行業において必要である。そして、預金保険と最後の貸し手という 2 つのセーフティーネットが銀行業においては用意されている。

3. 2. モラルハザードについて

セーフティーネットの存在は、必ずモラルハザードを生じさせる。この理由は、2 つ考えられる。1 つは、預金者が銀行にできるだけ高い利率の運用を求

めることから生じる。これは、仮に銀行が倒産したとしても預金保険によって預金が守られる以上、預金者はどの銀行が危険かどうかを見極める必要がないことによっている。Dewatripont and Tirole (1994) においても述べられているが、預金者は、銀行をモニターする誘因がない。なぜなら、預金は、銀行が破綻しても預金保険によって守られるからである。また、預金者が自ら預金している銀行をモニターする能力もない。そのため、預金者はもっぱら、預金金利の高い銀行に預け入れを行うことになり、これは銀行に対して、リスクの高い運用を迫ることになる。これは結果的に、銀行システムを不安定化させ、金融システムの安定化というセーフティネットの目的に反することになる。このように預金保険というセーフティネットにより、預金者の行動は、預金保険が目指すものと反対の行動を求めることになる。これがモラルハザードである。

また、銀行のリスクを分析するのは、例えそれが専門家や監督当局であったとしても、かなりの時間と労力が必要である上に、銀行経営に関する完全な情報を得ることは不可能である。情報収集の術と情報分析能力を持たない預金者（特に小口の預金者）に銀行をモニターするように求めることは、社会的コストの観点から見て適切ではない。

もう1つのモラルハザードは、上述のように債務者からのモニタリングが抑えられるため、できるだけ利益をあげたいと考える銀行の経営者は、それが望めるハイリスクの資産運用を行うであろう。また、宇沢・花崎 (2000) が指摘しているように、もしセーフティネットが存在していなければ、経営者は市場規律によって破綻コストを認識するだろうが、セーフティネットの存在によりこのコストが削減されるような誘因を与えられる。その結果、セーフティネットの存在はリスク選択を拡大する誘因を銀行経営者に与えることになる。これがモラルハザードである。

モラルハザードは、Milhaupt (1999) が述べるように、セーフティネットそれ自体をなくさない限り起こる問題である。しかし、銀行業におけるセーフティネットの必要性は 3.1 で見た。したがって、問題はこのモラルハザードの発生を最小限に抑えるにはどのような方法があるかを考えなければなら

ない。

その対策の 1 つが規制である。つまり、銀行が資産運用面でリスクテイクをしようとする誘因に対し、その運用を制限するような規制があげられよう。例えば、銀行による株式保有を制限するような保有資産を直接規制することもできるだろうし、「バーゼル合意」（いわゆる「BIS 規制」）のようにリスクの度合いを制限することもできるであろう。さらに、Black, Miller and Posner (1978) が述べているように、預金者や投資家に代わって規制当局が銀行経営のモニタリングを行い、銀行の過度のリスクテイクに対し指導することによって、ハイリスクの運用を抑えることもできよう。

そしてモラルハザードを抑えるためのもう 1 つの対策は、制度設計である。つまり、制度のあり方によって、上記のような誘因を抑えることである。例えば、銀行が破綻した際に経営者の預金は預金保険によって保護されないというようにすれば、破綻の際、自らの預金ができるだけ払い戻されるよう、経営者は過度なリスクをとるような資産運用は避けるであろう。

4. 金融セーフティネットの破綻処理機能

4. 1. 最後の貸し手の役割

4. 1. 1. 最後の貸し手とは

中央銀行の「最後の貸し手」機能とは、「万が一、金融システムの一角に問題が生じ、それが他の金融機関、他の市場、または金融システム全体に波及する可能性が高まった場合に一すなわちシステムック・リスクが顕現化する恐れがある場合に一中央銀行は、金融システムの機能を維持するために、必要最小限の資金を一時的に供給し、パニックによる通貨の収縮を阻止するもの」と一般に理解されている。つまり、中央銀行の最後の貸し手は、システムックリスクの恐れがある場合に、破綻懸念のある銀行に対し支援（特に、一時的な流動性支援）を行うことによって、システムックリスクを回避しようとする機能のことである。したがって、これは一時的な流動性を供給することに加え、劣後ローンなどの資本性資金の供給を含めているとも考えられる。

さて、銀行業における中央銀行による最後の貸し手の lender of last resort

という言葉は Sir Francis Baring が *Observation on the Establishment of the Bank of England* (1797) において、「すべての健全なる銀行は危機の時 “the dernier resort (final resort)” をイングランド銀行から借り入れることができる」と述べたことから始まっているとされているとされる。また、この最後の貸し手機能を体系だって展開したのは、Henry Thornton であり、さらに Walter Bagehot の *Lambard Street* (1873) である。(春井 [1997], 三木谷 [1997])

Thornton は、民間が預金を現金化する行動が、貨幣乗数の低下を招き、その結果マネーサプライが低下する。これを抑制するために、中央銀行がハイパワードマネーを供給することにより、経済の安定を図る役割を、最後の貸し手が担っているとするものである。Bagehot については、次の 4.1.2 で見ていきたい。

4. 1. 2. 「バジヨット原理」について

Bagehot (1873) の最後の貸し手の原則を以下の四点にまとめている。

- ① 中央銀行は最後の貸し手としての責任を持ち、その履行を公表し、公衆の信認を得るよう努力する。
- ② 中央銀行のハイパワードマネーの供給は、市場金利よりも高いペナルティーレートで貸出しを行うべきである。
- ③ 中央銀行から最後の貸し手を受けるものは、債務超過であってはならない。(ただし、銀行に限らない。)
- ④ その供給は、どのような優良債権を担保としてもかまわず、中央銀行はそれを通常の価格（危機時は、市場価格は低下している可能性がある）で評価し、貸出しを行うこと。

この理由について『ロンバート街』（邦訳 p. 190）において、以下のように述べられている。

目的は恐慌を食ひ止めることである。したがって恐慌を惹き起す様なことは何事もしてはならない。然るに優良なる担保を提供することの出来る誰かを拒絶すれば恐慌を惹き起すことになる。斯ういふ報道は忽ちにして恐

慌下の全金融市場に広まる、誰がそれを伝えるかは何人にも精確には分からないが、半時間後には凡ゆる方向に伝えられ、到る所に恐怖を大きくすることになる。勿論、銀行が結局損失を受けることになる様な前貸をする必要は全然ない。

まず、ペナルティーとして市場より高い金利をつけることは、中央銀行からの流動性供給を必要としない人からの請求を阻止するためである。これによりハイパワードマネーの急速な増加を抑える目的もある。また、パニックを抑えるために、いかなる請求に対しても応じるように Bagehot は述べている。これは銀行のみならず、他の金融機関に対しても門戸を開くように主張している。

しかし、現実に中央銀行に最後の貸し手としての流動性供給を求めてくる銀行が債務超過でないかどうかを容易に判断することができるであろうか。これはできないであろう。またそういった請求は急を要するものが多いため、精査はできないであろう。

ただ、小栗（2001）でも述べられているように、中央銀行は最後の貸し手機能を求める金融機関のソルベンシーを短時日のうちに正確に判断する方法を持ち合わせていないが、銀行の差し出す担保の評価はこれまでの経験から短時日に的確に行うことが可能であると考えられる。したがって、ソルベントか否かの判断基準として優良担保原則を Bagehot は主張したものと考えられる。流動性危機に陥った金融機関が債務超過であるかどうかを即座に判断することは、現実問題として難しいが、この担保基準を適用することにより、こうした困難さを回避することができ、金融危機防止に最も大切であるスピーディな資金供与が可能となる。つまり、日常の取引での情報から、担保が優良債券かどうかは、金融市場がどのような状況にあったとしても、実務的に判断できるはずである。

しかしながら、短期の政府証券市場が十分に発達している現在では公開市場操作によってその目的が十分に達せられる。もし、Bagehot が現在も生きていれば、最後の貸し手機能は公開市場操作によって十分果たしうると主張するで

あろう。つまり、Repullo (2000) が指摘しているように、もしも、短期政府証券市場が十分に発達しておれば、経営難に陥っている銀行が提示するその証券が優良だと市場が知っていたら、その証券を保有する銀行は他の銀行にそれを売ることができているか、もしくはそれを担保に借入れることができたであろう。この場合、最後の貸し手は必要ないであろう。最後の貸し手は金融システム全体が収縮するようなケースでは、金融システム全体への資金供給を公開市場操作によって行えるであろう。したがって、問題銀行が中央銀行に最後の貸し手を求めて差し出すことのできる証券は、もしかすると、市場では優良なものとは考えられていないことを示唆している。もしも、バジヨット原理により最後の貸し手としての流動性供給が中央銀行によって厳格に行われているとして、中央銀行がこれを受け入れ最後の貸し手となる場合、つまりその証券を担保にして中央銀行が資金を貸出すのは、中央銀行が民間銀行よりも多くの情報を有しているか、不確実な価格で貸出しを行っているかのどちらか、もしくはその両方であろう。

このように、バジヨット原理においては、債務超過でない銀行に対し、流動性を供給することがその目的である。したがって、最後の貸し手機能は、破綻銀行の処理にあたるべきものではなく、2.2の中の①、つまり、債務超過ではないが流動性不足に問題がある銀行がその対象となる。

4. 1. 3. 「バジヨット原理」と最後の貸し手機能

4.1.1 で述べた最後の貸し手の機能は、決済不能や個別銀行の資金繰り、経営破綻等に伴う決済不履行が他の銀行に伝染し、金融システムおよび信用制度全体に悪影響が及ぶおそれがある場合に、中央銀行が流動性を供給することである。一方、4.1.2 でみたバジヨット原理は、破綻していない（つまり、債務超過ではない）銀行に対し、優良債権を担保にとった上で、その担保を平時の市場価格で評価し、中央銀行が流動性を供給するというものである。同じ最後の貸し手としての流動性の供給であるが、この両者には2つの大きな違いがある。1つは、バジヨット原理では、その流動性供給の対象を債務超過でない金融機関としているのに対し、4.1.1 では個別の銀行破綻から金融システム全体

に悪影響をおよぼす懸念のあるケースでは、その金融機関が債務超過であっても中央銀行が流動性を供給するということである。2つ目は、バジヨット原理においては優良な担保を求めているが、4.1.1 では明確にはそれを求めている。したがって、両者は同じものではない。ただ、金融システムの危機を食い止めるところに、最後の貸し手の役割があることは共通している。

問題は、実際に、4.1.1 と 4.1.2 のどちらのルールを適用して最後の貸し手を行っていくかである。つまり、債務超過の銀行に最後の貸し手を行うか、さらに最後の貸し手に担保は必要かどうかという問題である。ここでいくつかのケースに分けて議論しておく必要があるであろう。

1つ目はマーケットに貸し出し余力がなく、優良な担保を保有する銀行であっても、マーケットからの借り入れができない状況で、中央銀行に貸出しを求めてくるケースである。これはバジヨット原理が適用できるであろう。

2つ目が、マーケットには貸出し余力があるが、ある銀行には市場が資金を貸出さないケースで、その銀行が中央銀行に資金の供給を求めてくるケースが考えられる。つまり、当該銀行にマーケットが不信感を抱いているため、たとえ資金供給を受ける銀行が担保を提供できたとしても、貸出しが行われていないことになる。このケースで中央銀行が最後の貸し手として貸出しを行うのであれば、バジヨット原理が厳格に適用されるとしたら、4.1.2 で述べたような仮定が必要である。しかし、仮に担保が取れたとしても、そのような仮定は当てはまらず、この場合、中央銀行がリスクをとって貸出しを行っているものと考えられる。これは、金融システムの安定あるいは信用秩序維持のために行われていると考えられ、厳格なバジヨット原理の適用がしにくい状況である。

もう一つは、システミックリスクが起こりうるケースである。このケースでは、システミックリスクを防止するよう、中央銀行は最後の貸し手として流動性を市場や個別銀行に供給するであろう。しかし、これは中央銀行が損失を蒙る可能性は十分にあるし、十分な担保を求めることができるとも限らない。また、このケースではバジヨット原理は適用できず、金融システム安定のために、中央銀行が最後の貸し手機能を発動せざるをえない。

このように考えると、金融システムの安定性を維持することが中央銀行の最

後の貸し手の目的である以上、債務超過の銀行であったとしても、最後の貸し手を必要としているのであれば、優良な担保がなくても中央銀行は流動性供給を行う必要のあるケースがある。そのようなケースはこれまでもあった。通貨の独占的発行権を持つ中央銀行以外、危機に瀕した銀行に流動性を即座に供給できるところはない。⁷⁾ それゆえに最後の貸し手機能を中央銀行が担っているのである。また、その借入れに限度を設けるべきではない。金融システムが不安定なものとなるケースにおいては、または預金者の金融システムへの不安が広がりそうな時は、最後の貸し手機能を常に行い、それらを抑制する必要があるであろう。

4. 1. 4. 最後の貸し手による中央銀行への影響

ここでは、最後の貸し手機能を行うことによる、中央銀行への影響について考察したい。特に中央銀行の財務健全性について考えたい。

中央銀行券の信認を確固たるものとするために、中央銀行は自らの財務の健全性を保つ必要がある。さらに、中央銀行の財務健全性は、中央銀行による金融政策の信認を維持し、金融政策の有効性を保持するために重要である。したがって、中央銀行の資産劣化による正味資産の減少は、将来の中央銀行の金融政策に対する市場の信頼性を低下させ、通貨価値の安定を目的とする金融政策の有効性を損なうことになる。その結果として、企業や家計の経済活動にも重大な影響が及ぶことになる。(春井 [2002])

この観点からは、流動性供給以外の目的、つまり銀行支援・破綻銀行処理として最後の貸し手を行うことは、中央銀行の資産劣化を招きかねず、不適切であり、行われるべきではない。他方、担保を取らない流動性の供給も、リスクを中央銀行が背負うことになる。これは、まさしくバジヨット原理の適用の必要性を示している、とも主張しうる。

しかし、4.1.3 で述べたように、優良債権による担保を求めることができないケースもあり、これにより中央銀行の財務諸表が傷つく可能性がある。例

7) 中央銀行制度が未発達な経済では、中央銀行以外の機関・組織体が LLR 機能を果たすことがある。(Bordo[1990], Timberlake[1984], Mullineaux[1987]などを参照)

経済学論究第 58 巻第 4 号

えば、1997 年に山一証券に対して行われた、旧日本銀行法第二十五条による貸出し（いわゆる「日銀特融」）によって、約 3300 億円の貸出しを行ったが、そのうち 1111 億円について、日本銀行の損失が確定した。⁸⁾（『日本経済新聞』2005 年 1 月 26 日付）

元来、中央銀行には通貨発行益が生じ、そこから中央銀行の運営費用を差し引いて、その多くを政府に国庫納入金として上納している。したがって、中央銀行が破綻銀行に対して流動性を供給することによって生じた損失は、国庫納入金の減少という形で補うことができるかもしれない。しかし、これは中央銀行のバランスシートを傷つけていることに変わりがない。また、国庫納入金の減少は、本来、政府に入り、国民主権の下では国民に再分配されるべきものが、結果として一部の銀行支援のためにそれが使われることになる。そして、これらの損失が最終的には国民負担となる。ここに“democratic deficit”の問題が発生する余地が生じる。（春井 [2002]）

4. 1. 5. 日本銀行の最後の貸し手機能

日本銀行における最後の貸し手は、新日本銀行法第三十八条に信用秩序の維持に資するための業務として、「内閣総理大臣及び財務大臣は（中略）信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し、当該協議に係る金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。ニ 日本銀行は、前項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の要請があったときは（中略）当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。」と規定されている。

過去に日本銀行が実施した例としては、(1) 金融機関の破綻処理や危機を未然に防ぐための公的資本注入に際して、必要な期間、営業の継続に要する資金を供給するためのつなぎ融資、(2) 劣後ローンの供与、(3) 抛出（新金融安定

8) 回収見込みのない金額については、すでに引当金を積んでおり、日本銀行のポートフォリオへの直接的な影響はない。

化基金向け) などがある。

特融の原則は、システミックリスクが顕在化する惧れがあり、日本銀行の資金供与が必要不可欠な状況であり、モラルハザード防止の観点から関係者の責任の明確化が図られるなどの対応が講じられた上に、日本銀行自身の財務の健全性維持への配慮の必要性（つまり、貸した資金が返済される必要性）であると、日本銀行が指摘している。また、特融は、公定歩合に 0.5% を上乗せした金利、つまり 2004 年 6 月末現在では、年率 0.6% で貸出しを行っている。

これまで日本銀行が実施してきた特融等については、預金保険機構による資金援助等を通じて、その大半が全額回収されてきている。ただ、先ほど述べた山一証券のように、一部のケースについて最終的に日本銀行が損失を被らざるを得なくなる事例がある。これらの事例は、いずれも現在のようにセーフティネットが十分整備されていない中で、金融システム全体の著しい混乱を避けるために臨時異例の措置として行った、と日本銀行は主張している。今後は、こうした事例を踏まえ、特融等を実施する必要があると判断した場合には、最終的に損失の補填に充てられる可能性のある出資等の資本性の資金の供与ではなく、貸付けによる一時的な流動性の供給を基本とするべきであるとの見解を日本銀行は発表している。（日本銀行 [1998] 「特融等に関する四原則」）

4. 2. 預金保険の役割

預金保険には狭義なものと同義なものがある。狭義なもの（以下、Narrow 型）は、消費者保護としての預金者保護制度である。一方で、広義なもの（以下、Broad 型）は金融システムを安定を目的として設立された預金保険制度である。（春井・大塚 [2003]）また、その預金保険制度を運営するのが、日本では預金保険機構である。

4. 2. 1. Narrow 型の預金保険制度

Narrow 型の預金保険制度は、弱者としての預金者を保護する制度である。情報分析能力を持たない小口の預金者に銀行をモニタリングさせることはできない。したがって、預金をした銀行の経営状況の悪化を見抜けなかったとし

て、破綻銀行の預金者に、その責任として預金を減額するようなことはできない。そこで、弱者としての預金者を保護する目的で設立されたのが、Narrow 型の預金保険制度である。その機能としてはペイオフ（保険金による預金の払戻し）である。つまり、この Narrow 型の預金保険制度は、小口預金者へのセーフティーネットであり、銀行救済や銀行の破綻処理を行うような制度ではない。イギリスがこの例である。

4. 2. 2. Broad 型の預金保険制度

Broad 型の預金保険制度は、銀行システムへの預金者の信託を構築し、またはそれを確固たるものとすることにより、銀行取付けの連鎖などが起こらないように銀行システムの安定を図ることが、その目的である。これは、預金保険制度の運営主体である預金保険機構がなんらかの銀行破綻処理機能を有することによって、金融システムの安定という目的を果たし、システムリスクの発生を抑制しようとするものである。つまり、その機能はペイオフ（保険金による預金の払戻し）に加え、オープン・バンク・アシスタンスであったり、P&A（Purchase and Assumption: 合併のための資金援助）であり、破綻処理を預金保険機構が行うことができることを示している。また、同機構が監督権を有している制度もある。この Broad 型の例は、アメリカである。

このように、Broad 型の預金保険制度は、金融システム安定をその責務として担っている。銀行破綻が起こった際には、仮にその銀行が債務超過で、支払能力に問題があったとしても、金融システム安定のためには、預金保険がその債務を肩代わりすることにより、伝染効果を抑制するようなケースがありえよう。

さて、日本の預金保険制度のケースはこの Broad 型にあたる。その目的は、預金保険法第一条で「この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度

を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。」とあり、金融システムの安定を目的としていることがわかる。また、破綻処理機能を持ち合わせていることも読み取れる。

4. 3. 預金保険制度下での最後の貸し手の位置付け

4. 3. 1. Narrow 型のケース

中央銀行の最後の貸し手の目的は、2.4 や 2.5 で見たように、金融システムの安定である。したがって、銀行破綻が起こった際に、その銀行から伝染効果により金融システムが不安定になるようなケースにおいては、最後の貸し手機能を発揮する必要があるだろう。一方の Narrow 型の預金保険は、4.2.1 でも述べたが、銀行の破綻処理機能は持ち合わせていない。

仮に、中央銀行からの支援が必要な銀行破綻が起こった際には、2つの破綻処理方法が考えられよう。1つは、当該銀行を清算し、預金者に対して保険金による預金の払戻し（ペイオフ）を行う方法である。もう1つは、当該銀行を他行に合併し、資産及び負債の全部または一部を譲渡する方法である。前者の場合にのみ、預金保険が役割を果たす。なぜなら、ペイオフが行われるからである。一方で、後者のケースはペイオフは行われなため、預金保険は利用されないであろう。このケースでは、破綻銀行が資産譲渡するにあたって必要となる支援については、預金保険がその役割を担えない以上、中央銀行が行うことになる。

ここで、破綻銀行を清算する際に、1つの提案を行いたい。それは、最後の貸し手に対する預金保険による保証を付すことである。通常、破綻銀行への支援は急を要する問題である。なぜなら、そこからの伝染効果が金融システム全体を不安定化させるおそれがあるからである。しかし、緊急の流動性を供給することができるのは、中央銀行だけである。預金保険は、保険料として集めた資金を国債などの金融資産で運用していることが多く、緊急の流動性が必要な場合に十分な流動性を供給することができない。預金保険が流動性を供給するには、それらの保有債権を売却した後になってしまい、それでは支援が遅すぎる可能性がある。

一方で、預金保険はそれらの資金提供によって、その基金が減ることに問題はない。なぜなら、そのための基金を保険料という形で積み立てているからである。しかし、前述のとおり、中央銀行は最後の貸し手機能によって、自らのバランスシートが毀損することは避けたいと考えるであろう。そこで、両者の連携が生まれる。つまり、預金保険機構が、中央銀行の最後の貸し手機能に対し保証を行うことである。これにより、中央銀行は、流動性供給によってバランスシートが傷つく危険性はなくなる。一方、預金保険は即座の流動性供給することが可能となり、より機動的な金融システム安定への役割を担うことが可能となる。

ただ、預金保険制度が Narrow 型の場合は、その保証は無制限に行うことはできない。もともと預金保険は小口預金者の保護を目的としており、それに応じられるだけの保険料の積み立てを行っていると考えられ、大口預金者も保護するような多額の資金提供に対しては、保証ができない。したがって、Narrow 型の預金保険制度の下では、小口預金者の総預金金額を上限とした最後の貸し手に対する保証となるであろう。それを超過する部分は、中央銀行がリスクを背負うことになり、これが返済されない場合は中央銀行の損失となる。

また、ペイオフを行わないような、オープン・バンク・アシスタンスといった破綻銀行の処理方法では、預金保険は中央銀行による破綻銀行支援に対し、預金保険の業務範囲ではないため、それらの支援等に対してなんら保証を与えることはできない。この場合、仮に支援した資金の一部が焦げ付く結果となると、それは中央銀行の損失となる。そのため、後で述べる政府による支援や、銀行破綻処理を円滑化するような整理回収銀行などが、中央銀行の損失を防止するためにも、用意する必要がある。

4. 3. 2. Broad 型のケース

中央銀行の目的は金融システムの安定であるが、Broad 型の預金保険制度においても、これを目的としている。4.2.2 で述べたように、Broad 型の預金保険は、銀行破綻処理機能を有している。つまり、銀行が破綻した際に、当該銀行を清算しペイオフ（保険金による預金の払戻し）を行うケースにおいても、

あるいは、他行に営業譲渡するケースにおいても、預金保険はその役割の一端を担うことができる。

4.3.1 で述べたが、ここでも預金保険による中央銀行の最後の貸し手に対する保証について検討したい。4.1 で議論したように、中央銀行の最後の貸し手機能は、流動性の供給が本来の役割である。そして、債務超過の銀行に無担保で貸出すことにより、中央銀行に損失が生じることが望ましくないことも述べた。このため、預金保険による最後の貸し手への保証について提案をしている。

4.3.1 の議論と異なる点は2つある。1つは、破綻処理方法が、ペイオフ（保険金による預金の払戻し）のみならず、他の破綻処理においても預金保険の保証が行えることである。これは、預金保険にも破綻処理機能があり、預金保険自身も金融システムの安定という目的と担っているからである。もう1つの点は、保証への限度額の問題である。Narrow 型は小口預金者保護を目的としているため大きな資金の積み立ては行っていないため、保証には限度額が設けられるべきである。しかし、Broad 型は金融システムの安定がその目的であるから、金融システム安定のためにも保証については基金の規模にかかわらず無制限に行うべきである。これにより、中央銀行は最後の貸し手を行うことによる損失を被ることがなくなる。ただ、保証も基金規模が限度となる可能性があるため、預金保険が預金保険の基金以上に中央銀行に対し保証を行うケースにおいては、その超過分には、政府による保証が必要となるであろう。これについては、5.3 で述べることにする。

しかし、無制限な保護を行うにしても、破綻処理方法にモラルハザードを起こさせるようなことがあってはならない。そのためにも、預金保険にはコストルールがあり、それに基づいて破綻処理方法が選択されるべきである。また、共同保険（co-insurance）についても提案したい。

このコストルールには、「ペイオフコスト原則」と「最小コスト原則」の2つがある。通常、ペイオフ（保険金による預金の払戻し）をした場合のコストが一番高い。したがって、このコストを上限に、それ以外の破綻処理方法を認めるのがペイオフコスト原則である。一方で、最小コストの原則は、破綻処理方法は最もコストが低いものを選択しなければならないとするものである。た

たとえば、P&A や不良債権のみの切り離しなどの処理方法の中から、預金保険機構の負担が最も小さいものを選択すべきであるというものである。当然、預金保険のコスト負担が最小となるような、「最小コスト原則」を導入すべきである。

仮に中央銀行に対して無制限な保証を行うと、このコスト原則を超過することになるかもしれない。したがって、預金保険としてはそのコスト原則を明らかにした上で、保証の上限を設けるべきである。

しかし、現実の破綻処理において、即座にそのコストを算定することはできない。最初に述べたように、銀行が中央銀行に最後の貸し手機能の発動を求めてくるケースにおいては、債務超過であるケースが多く、またどの程度の流動性が必要なのかということを経時に算定することはきわめて難しい。また、銀行破綻処理時に、最後の貸し手の必要額がどの程度なのかということは中央銀行も精確にはわからない。そのため、コスト原則を導入することによって、預金保険の保証に限度額を設けることはできない。それでも、モラルハザード防止の観点から、破綻処理にあたっては、預金保険や監督当局・政府との協議の上で、最小コスト原則となるような破綻処理方法を選択すべきであるし、そのように努めるべきである。また、そのように破綻処理方法を行うことを事前に公表しておく必要があるであろう。

また、モラルハザード防止の観点から、共同保険についても提案したい。これは、銀行破綻による損失について、事前に定めた割合を預金者にも負担させるというものである。例えば、ドイツの公的預金保険制度の場合、共同保険の保証率は 90% である（預金者の負担は預金額の 10%）。したがって、たとえば 5000 ユーロの預金を持つ預金者が、その預金銀行の破綻によって預金保険機構から受け取れる金額は、 $5000 \times 0.9 = 4500$ ユーロがペイオフ額となる。⁹⁾ これにより預金者には、銀行をモニターさせる誘因を与え、つまり預金者に銀行の過剰なリスクテイクを行わせないように監視させる。その結果、モラルハザードの抑制効果となるのである。特に預金保険が Broad 型のケースでは、銀行

9) 厳密には、ドイツの制度は複雑である。この共同保険による損失を補う制度も存在しており、実質全額保護制度となっている。ここでは共同保険の例として、ドイツを用いただけである。

の経営を監視することのできる大口預金者も保護されるため、預金額をすべて保護するとモラルハザードが起りやすくなるため、このような共同保険の導入は欠かせないであろう。(春井・大塚 [2003])

5. 政府の役割と今後の破綻処理

5. 1. 政府の破綻処理の役割

これまでに預金保険及び最後の貸し手機能の役割、そしてそれらの連携を考察してきた。ここに政府の役割を加え、破綻処理のあり方について全体的な構築を考えていきたい。

政府の役割は、金融システムの安定化を図ることである。その機能は、①個別銀行への支援、②日本銀行への支援、③預金保険への支援の3点が考えられる。

1つ目の個別金融機関への支援は、金融システムが不安定化する懸念があるケースにおいて、破綻銀行のみならず、健全な銀行に対しても、貸出しや資本注入を行うことをさしている。2つ目の日本銀行への支援は、日本銀行が金融システムの安定化を保つために行う個別銀行への支援に対し、政府がその貸出しについて保証を行うことである。3つ目の預金保険への支援は、預金保険が行うあらゆる破綻処理等の銀行支援に対し、政府が保証を行うことにより、その資金調達を容易にし、預金保険基金が上限となるような支援ではなく、上限のない貸出しを行うことによって金融システムの安定化を図ることを可能とするものである。

中央銀行も金融システム安定を目的とするものの、それは短期の流動性供給に役割をとどめる必要がある。したがって、最終的な経済への影響を最小限に抑えるためのプルデーンシャルポリシー¹⁰⁾を政府が担うべきであり、そこで損失が生じた場合は、最終的には国民負担となる。これらの詳細については以下で見ていきたい。

10) ここでは、金融機関に対する規制・監督を通じて、金融制度全体の秩序維持政策を指す。

5. 2. Narrow 型の預金保険のケース

まず、債務超過ではなく、流動性不足の銀行が発生した場合、当該銀行を清算し、ペイオフ（保険金による預金の払戻し）を行うケースでは、中央銀行の最後の貸し手機能が発揮され、預金保険の保証がそれに付される。しかし、債務超過ではないため、預金保険の基金が傷つくことはないであろう。また、これ以外の支援においては、中央銀行が流動性を支援するが、これに預金保険の保証は付すことができない。しかし、当該銀行は債務超過でないため、中央銀行に損失が生じることはない。

問題は、破綻銀行が債務超過の場合である。当該銀行を清算し、ペイオフ（保険金による預金の払戻し）を行うケースでは、預金保険が小口預金者の預金金額の合計を上限に、最後の貸し手による支援について保証を行う。しかし、それを超える金額については、中央銀行の損失となる。そこで、政府がそれを超える金額については保証を行うことを提案したい。ただ、このケースにおいては、ペイオフを実施する以上、預金保険の保証に対して政府が保証を付すべきである。

しかし、ペイオフ以外の破綻処理を行う場合、これを行うことができるのは政府および中央銀行である。このケースでは、中央銀行の財務諸表が毀損しないよう、政府がすべての支援を行うべきである。また、中央銀行が最後の貸し手として支援を行うケースでは、そのすべてに対して政府保証が付されるべきである。破綻金融機関に対して資本注入を行うケースにおいても、それを中央銀行が行うのであれば、その資本注入額すべてを政府が保証するべきである。よって、これらの破綻処理によって生じた損失は、すべて政府の損失となり、中央銀行のバランスシートが傷つくことは回避される。

5. 3. Broad 型の預金保険のケース

4.3.2 で述べた Broad 型の預金保険のケースでは、預金保険機構が破綻処理を担うが、緊急の流動性供給については、中央銀行が支援を行う必要性をみた。また、その際に行われる最後の貸し手に対し、預金保険による保証の付与を提案した。

しかし、その預金保険による保証の付与は無制限に行うことが可能であろうか？ 可能ではないであろう。なぜなら、預金保険が保証できる限度額は、保険料によって積み上げた基金が限度額となるからである。仮に、将来の保険料をもその保証に積み上げることが可能だとしても、それには限度がある。100年後の保険料からの保証はできないからである。大きなシステミックリスクが起りそうなケースにおいて、破綻銀行への支援がその基金では不足することもあるであろう。このケースでは、預金保険が無制限に保証を行うと発表したとしても、中央銀行は預金保険の支払能力に疑問を持つし、それらがすべて焦げ付いた場合、預金保険の基金を超える部分は、中央銀行の損失となる。ここで、政府の役割が必要であろう。預金保険の行う破綻処理業務に対する政府の保証である。つまり、金融システム不安が起こった際の、その基金を超える部分の最終的な負担は、政府、つまり国民が負うことになる。

このケースで留意する必要があるのは、結果的に政府の損失額が同じであっても、預金保険によって支援を行うべきであり、政府によって支援がなされるべきではない。なぜなら、破綻銀行の解決は、銀行業自身で最初に行われるべきであり、そのために保険料が銀行から集められている。したがって、破綻処理においては、その基金が先に使われるべきであり、預金保険が破綻処理にあたるべきである。

6. むすび

2004年3月末現在、日本の預金保険機構はペイオフ延期の影響もあるが、3兆5000億円を超える債務超過の状態にあり、これまでの銀行破綻処理が適切なものであったのかについての疑問がある。本稿では、銀行破綻を「銀行が流動性不足もしくは債務超過の状況にあり、銀行になんらかの支援が必要な状態」と定義し、その支援のあり方についての議論を行ってきた。

まず、銀行業の特性から、銀行支援及びセーフティネットの必要性を見た。つまり、銀行には決済機能があり、経済の円滑な運営のためにセーフティネットは欠かすことはできない。

中央銀行の最後の貸し手には、バジヨット原理が存在するが、金融システ

ムの安定を目的とする以上、バジヨット原理に執着することなく、システミックリスクが発生しそうな時には流動性を供給すべきである。また、預金保険機構には狭義なものと同義なものがある。前者は、弱者としての預金者保護の制度であり、後者は金融システムを安定化させるためのものである。また、政府は、金融システム安定がその目的としてあり、そのための支援をいつでも行うことができる。

一方、中央銀行は最後の貸し手を行うことによって、損失が出ることは、中央銀行券の信認や将来の金融政策の有効性に問題が生じるため、好ましくない。また、預金保険機構は、預金保険加盟銀行から保険料を集めることによって破綻銀行支援のための基金を積み立てている。そのため、破綻銀行の支援により基金が減ることに問題はない。そして、政府は徴税権を持っており、金融システムの安定のために金融支援を行う財政的基礎を有していると考えられる。

そこで本稿では、新たな提案を行った。それは、預金保険による最後の貸し手に対する保証である。これを行うことにより、即座の流動性を供給することのできない預金保険が、中央銀行の最後の貸し手機能と連携をとることによって、それを可能にする。さらに、こうすることにより、最後の貸し手により中央銀行の財務諸表が傷つく危険性はなくなる。

さて、Narrow 型の預金保険制度の場合、破綻銀行がペイオフ（保険金による預金の払戻し）を行う際にのみ、預金保険による中央銀行の最後の貸し手に対する保証を行うことができる。その際の保証限度額は、各銀行の小口預金者の預金額となるであろう。しかし、ペイオフを行わないケースでは、預金保険は破綻処理に当たることができないため、中央銀行がすべての支援を行う必要があるであろう。もしくは、それは金融監督当局が直接行うかもしれない。このケースにおいては、中央銀行の行う支援に対して政府の保証が付されるべきであるという提案を行った。

一方、Broad 型の預金保険制度においては、預金保険が金融システム安定を目的としているため、いかなるケースにおいても、預金保険による銀行破綻処理を行うことができよう。そのため、中央銀行の最後の貸し手は流動性の供給の役割にとどまり、破綻処理にあたるのは預金保険となる。ただ、預金保険

の基金には限度があり、金融システムが不安定なケースにおいては、それが不足するかもしれない。その場合、預金保険機構の破綻処理に関する支援について、政府による保証の必要性を提案した。現に、日本の預金保険機構が発行する債券のほぼすべてに政府保証が付されていることは、政府保証の必要性を示している。

ただ、預金保険の保証額を無制限に行うと、モラルハザードが起こる可能性がある。その破綻処理にあたっては、コスト原則を導入し、最小コスト原則を適用すべきである。また、共同保険の導入についても、Broad 型のケースでは提案したい。

このように、銀行破綻が起こった際には、金融システム安定のために、この預金保険と中央銀行の連携の必要性についてみた。加えて、政府による最終的な保証の必要性をみた。しかし、計量的な分析を行うことはできなかったことは、今後の課題である。また、これらのモデルの構築も今後行っていきたい。

参考文献

- 池尾 和人 (1990) 『銀行リスクと規制の経済学』、東洋経済新報社。
- 岩佐 代市 (1997) 「金融システムの不安定性、公的介入、及び銀行制度改革」『経済論集』(関西大学)、第 46 巻第 5 号、pp. 473-510。
- 宇沢 弘文・花崎 正晴 (2000) 『金融システムの経済学』、東京大学出版会。
- 翁 百合 (1993) 『銀行経営と信用秩序』、東洋経済新報社。
- 小栗 誠治 (2001) 「バジヨット再考」『彦根論叢』、第 332 号、pp. 139-147。
- 大友 敏明 (1996) 「中央銀行の「最後の貸し手機能」の本質と限度」『山梨大学方形論文集』、第 43 号、pp. 25-34。
- 佐藤 隆文 (2000) 「金融破綻処理の枠組みとその変遷」『経済科学』(名古屋大学)、第 48 巻第 2 号、pp. 1-33。
- 高月 昭年 (2003) 「破綻金融機関処理の課題」『明海大学経済学論集』、第 15 巻第 1 号、pp. 1-28。
- 橋木 俊詔 (2000) 『セーフティ・ネットの経済学』、日本経済新聞社。
- 日本銀行 (1998) 『業務概要報告書』、日本銀行。
- 春井 久志 (1996) 「金融の自由化・国際化と金融システムの安定化 —イギリスのセカンダリーバンキング機器を中心に—」『経済学論究』(関西学院大学)、第 49 巻第 4 号、pp. 1-38。

経済学論究第 58 巻第 4 号

- 春井 久志 (1997) 「中央銀行機能の生成・発展」『経済学論究』(関西学院大学)、第 51 巻第 1 号、pp. 83-109。
- 春井 久志 (1999) 「イギリスにおける金融監督システム改革 — Financial Services Authority をめぐって—」『経済学論究』(関西学院大学) 第 52 巻第 4 号、pp. 69-102。
- 春井 久志 (2002) 「中央銀行の独立性と日本銀行の資産劣化」『景気観測』、第 900 号、p. 15。
- 春井 久志・大塚 茂晃 (2003) 「預金保険制度の目的と付保預金限度額」『経済学論究』(関西学院大学)、第 57 巻第 3 号、pp. 77-100。
- 堀岡 治男 (1999) 「中央銀行の「最後の貸し手」機能に関する一考察」『松阪大学松阪政経研究』、第 17 巻第 2 号、pp. 115-124。
- 本間 勝 (2002) 『世界の預金保険と銀行破綻処理』、東洋経済新報社。
- 三木谷 良一 (1997) 「中央銀行の最後の貸し手機能について」『金融経済研究』、第 11・12 号、pp. 1-5。
- 三木谷 良一・石垣 健一編 (1993) 『金融政策と金融自由化』、東洋経済新報社。
- 武藤 英二・白川 方明編 (1993) 『図説日本銀行 改訂版』、財経詳報社。
- 家森 信善 (2004) 「ペイオフはグローバルスタンダードか? —米・韓・独の預金者保護制度からの教訓—」『生活経済研究』、第 19 巻、pp. 267-274。
- 劉 利源・西脇 廣治 (2003) 「アメリカの預金保険制度と金融機関破綻処理」『広島県立大学論集』、第 6 巻第 2 号、pp. 45-59。
- Bagehot, Walter (1873) *Lombard Street*, London. (邦訳 宇野弘蔵 (1941) 『ロンバード街』、岩波書店。)
- Black, Fischer, Miller, Merton, H. and Posner, Richard, A. (1978) “An Approach to the regulation of Bank Holding Companies”, *Journal of Business* 51(3), pp. 379-412.
- Bordo, M. D. (1990) “The Lender of Last Resort: Alternative Views and Historical Experience”, *Federal Reserve Bank of Richmond Economic Review* Januar/February, pp. 18-29.
- Diamond, W. Douglas and Dybvig, H. Philip. (1983) “Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity”, *Journal of Political Economy* 91, pp. 401-417.
- Demirgüç-Kunt, Asli and Sobaci, Tolga (2001) “A New Development Database: Deposit Insurance around the World”, *The World Bank Economic Review* 15, pp. 481-490.
- Dewatripont, Mathias and Tirole, Jean (1994) *The prudential regulation of banks*, MIT Press.
- Garcia, Gillian G. H. (2000) *Deposit Insurance: Actual and Good Practices*, IMF.

- Goodhart, C. A. E. (1987) "Why Do Banks Need a Central Bank?", *Oxford Economic Papers* 39, pp. 75-89.
- Kaufman, George G. and Benton, George J. (1998) "Deposit Insurance Reform in the FDIC Improvement Act: The Experience to Date", *Economic Perspectives* 22, pp. 2-20.
- Mihaupt, Curtis J. (1999) "Japan's Experience with Insurance and Failing Banks", *BoJ IMES* 17(2), pp. 21-46.
- Mullineaux, D. J. (1987) "Competitive Monies and the Suffolk Bank System: A Contractual Perspective", *Southern Economic Journal* 53(4), pp. 884-898.
- Repullo, Rafael (2000) "Who Should Act as Lender of Last Resort? An Incomplete Contracts Model", *Journal of Money, Credit, and Banking* 32(3), pp. 580-605.
- Sleet, Christopher and Smith, Bruce D. (2000) "Deposit Insurance and Lender of Last Resort Functions", *Journal of Money, Credit, and Banking* 32(3), pp. 518-575.
- Timberlake, R. H. Jr. (1984) "The Central Banking Role of Clearinghouse Associations", *Journal of Money, Credit, and Banking*, 16(1), pp. 1-15.
- Williamson, Stephen D. (1998) "Discount Window Lending and Deposit Insurance", *Review of Economic Dynamics* 1, pp. 246-275.